

令和4年2月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和4年2月24日 午後1時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ☒欠席 ㊤遅刻 ㊤早退)		
○ 1 番 野中 孝 ○ 2 番 瀬川 靖典 ☒ 3 番 佐次川 茂 ○ 4 番 益本 徳市 ○ 5 番 松永 敬資 ○ 6 番 松本 堅一 ㊤ 7 番 武部 文男 ○ 8 番 太田 重敏 ○ 9 番 梶山 達男 ○ 10番 崎村 康子 ○ 11番 大石 恵子 ○ 12番 久保 繁徳 ○ 13番 松永 勝也 ○ 14番 高田 良彦 ○ 15番 田中 康 ○ 16番 松本 由美子 ○ 17番 柿山 享 ○ 18番 吉原 順穂 ○ 19番 伊藤 薫			
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美 ○ 大久保 耕次 ○ 岩木 保徳 ○ 増山 新太郎 ○ 末永 勇 ○ 鈴立 企一 ○ 百枝 純治 ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘 ○ 渡口 学 ○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 紙本 政信 ○ 瀬川 伸清 ○ 松本 覚二			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 森田 俊行	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	係 長 有浦 豊久	副主任 前川 祐樹	
7. 議 長	伊 藤 薫		
8. 議事録署名委員の指名			
5 番 松 永 敬 資	6 番 松 本 堅 一		

事務局長 皆様、こんにちは。定刻となりました。只今から、2月の農業委員会総会を開会いたします。本日は、農業委員の出席は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。欠席委員ですが、農業委員3番佐次川委員、推進委員4番山口康明委員、同じく5番濱崎稔委員、16番北川廣海委員から欠席届が出ております。また、遅刻届が農業委員7番の武部文男委員から出ております。会議に入ります前に、百枝委員からご挨拶がありますので、よろしくお願いします。

～ 百枝委員 挨拶 ～

事務局長 それでは、会長の挨拶に続きまして、今月の総会に移りたいと思います。

会 長 皆様、お疲れ様です。月日が経つのも早いもので、新しい20名の委員さんをお迎えして、4月から1年目の年度末を迎えようとしています。ひと月早くなりますけど、本日は、まず農業委員会における本年度の重点活動の取り組みについてご報告をしたいと思います。皆さんに資料をお配りしておりますが、本年度の長崎県の重点活動として皆さんご承知かと思いますけど、1点目に農地の集積、2点目に荒廃農地の解消、3点目に適正な非農地処理、4番目は農業者年金の加入推進、確保、最後に全国農業新聞の購読者の確保ということで、5つの重点項目を年度当初に定めて、活動を進めておりました。だいたい本年度の数字が固定されておりましたので、報告しておきます。集積関係につきましては、目標74haで、現在130.7haでそのうち農地中間管理機構への集積は、目標が30haで実績は47.6ha、いずれも100%を超えております。2番目の荒廃農地の解消で、目標は1haで実績は1.2ha、そのうち再生農地が0.3haで実績は0.4haということで、どちらも100%達成をされております。それから適正な非農地処理は目標が15haです。実績は34.1haということで、これも100%となっております。農業者年金の新規加入目標2名でしたが、最後の追い込みで3名の加入者があり、委員さんのご努力によりこれも目標の2名を超えることができました。全国農業新聞は目標が122で実績は123ということで、これも100%達成しておりますけども、うち農業委員の購読状況ということで目標が37名ですが、残念ながら1名未加入の農業委員さんがいらっしゃるということで、以上本年度の実績について、全て目標は達成しているんですけども最後の委員さんは未購読ということでまだ1カ月ありますので、最後までお願いをしてですね、ぜひ37名にお願いをしていきたいと思っております。それから次に、最適化交付金事業の関係ですが、来月の委員会で最適化交付金事業の研修会を実施するようにしています。この交付金は松浦市におよそ1,600万円、非常に大きな金額でございます。国から事業費としていただいておりますけど、37名の委員さんでざっと平均で一人当たり50万円くらいになる予定でございます。今手元の資料にありますが、この交付金の関係で担当者から説明があると思いますが、来月の研修会の中で時間をかけてきちんとやる方向で考えておりますので、一応このような方針に変わるということで前もって見て

いただければ、来月の研修会がスムーズにいくかと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。以上で私の会長挨拶を終わります。

では、早速議事に入っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 日程3番、議事録署名人の指名を行います。5番松永委員、6番松本委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

4番各種報告です。事務局の説明をお願いします。

事務局 皆様こんにちは。それでは各種報告をさせていただきます。
議案は1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告が2件ございます。1件目です。申出人、志佐町里免[]に在住の[]氏相手方は志佐町田ノ平免[]番地の[]氏、種類は売買で、対象地は志佐町田ノ平免字勢子[]から[]までの計4筆、地目はすべて田で、4, 586㎡です。こちらは、先月総会時にご報告いたしましたが、現在もあっせん会の日程調整中です。

議 長 はい。上段のあっせんの報告がございましたが、あっせん委員の鈴立委員さんからご報告をお願いいたします。

推進委員 推進委員の鈴立です。先月1度、あっせん会の日程調整ができていたのですが、諸事情により延期となりました。今そのような状況です。

議 長 はい、ありがとうございます。続けて事務局をお願いします。

事務局 2件目です。令和4年2月2日に広島市東区中山上[]に在住の[]氏からあっせんの申し出がありました。種類は売買で所在は志佐町池成免字小田[]番地の1筆で、地目は田、面積は3, 816㎡です。こちらにつきまして、あっせん委員の決定をお願いします。

議 長 はい、事務局の説明が終わりました。下段のあっせんについて、瀬川委員さん、末永委員さん、以上両名にあっせん委員をお願いしたいと思います。
次の報告を事務局をお願いします。

事務局 続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知、合意解約についてでございます。議案の1ページの7件でございます。貸人、借人の氏名または名称にて説明させていただきます。

1件目の貸人、[]氏、借人、[]氏の分は、借り人都合による解約です。2件目、3件目は、長崎県農業振興公社との契約で、貸人都合による解約です。4件目の貸人、[]氏、借人、[]氏の分は、葉タバコ廃作によるものです。5件目と6件目は、長崎県農業振興公社との契約で、地理的要件による借人都合による解約です。最後7件目の貸人、[]氏、借人[]氏の分は、葉タバコ廃作による解約です。

議案は2ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について1件ございます。被相続人、[]氏、相続人は、[]氏です。農地の所在は志佐町赤木免字柳ノ瀬[]から志佐町赤木免字赤石[]までの田25筆、畑4筆で、合計面積は14, 926.52㎡です。

被相続人、■■■■氏は、平成30年5月17日に死亡されており、令和4年1月27日に相続登記が完了したということで、相続人から令和4年2月8日に届出がされたもので、同日で受け付けております。

続きまして、申請事件の処理状況です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

令和4年1月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	駐車場用地	971 m ²	R4.2.15 許可

続きまして、提案事件の集計表です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	1		951 m ²	951 m ²

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	駐車場用地	1		838 m ²	838 m ²
	一般個人住宅	1		218 m ²	218 m ²
計		2		1,056 m ²	1,056 m ²

証明関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
土地改良法第三条資格者証明		38			
農地の一括贈与に係る証明願いについて		9			
計		47			

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		8	17,821 m ²		17,821 m ²
	賃借権	5	16,618 m ²		16,618 m ²
	使用賃借	3	1,203 m ²		1,203 m ²
計		8	17,821 m ²		17,821 m ²

意見書関係

申 請 事 由	件数	面 積		
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	1	4,362 m ²		4,362 m ²

承認関係

内 容	筆数	面 積		
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	3	1,222 m ²	841 m ²	2,063 m ²
各種要綱・規則等の廃止及び一部改正について	7件			

議 長 はい、事務局の報告事項が終わりました。皆さんからご質問等ございませんか。

推進委員 はい。（挙手）末永委員

議 長 はい、どうぞ。

推進委員 推進委員7番の末永です。先ほどあっせん委員と言われましたけど、具体的にどのような仕事をするのか、私も初めてで分かりませんので、■■■■さんの分です。

議 長 瀬川委員と末永委員を指名しましたが、あっせん委員は農業委員がなれないということで、推進委員があっせん委員をするということで、今までずっと推進委員にお願いしてきましたけども、今回も瀬川委員さんのほうに、一番近くでもありますし、1名は瀬川委員にお願いするということで決まっていたのですが、二人目については、隣の地元の委員さんが農業委員、またその隣の池成も崎村委員も農業委員さんということで、なれないということで、それで末永委員さんということになりました。初めてで分からないということですが、あっせん委員は、取り敢えず申出人のご要望等を聞いて、その土地を買っていただく方を探すというのがそのものズバリ目的でして、あっせん委員として売り手と買い手の要望を聞いて、買い手を探していただく、そして値段を決めていただくというのが仕事になります。農業委員さんにはお手伝いをさせていただくのですが、今回の対象農地は吉原委員が関係しているということで、どうしても関わりにくいのですよね、そういう関係にございますので、ぜひ瀬川委員と末永委員にお願いをしたいと思っております。よろしく願いいたします。

推進委員 はい。（末永委員）

議 長 他にございませんか。なければ事務局の報告どおり了承したいと思います。よろしく願いいたします。

では、議案5ページ、議案第9号に移ります。農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

はい。議案の説明の前に、皆様にお願いがございます。現在コロナの感染拡大中での開催となっております、総会の中で委員の皆様からご意見等をいただく場面がございますが、その際マスクはしたままご意見を言ういただければと思います。多少息苦しいかとは思いますが、ご辛抱いただいてマスクをしたまま発言していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第9号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明いたします。

はい、事務局の説明が終わりました。笛吹担当の嶺村委員さんお願いします。

はい。農業委員１０番の崎村です。■さんは親子でお茶を作られており、経営規模拡大に何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

はい、ありがとうございました。一応問題ないというご意見でございますが、皆さんの方から何かご質問等ございませんか。

(なし)

ないようですので、議案第9号につきましては、許可相当と認め承認することといたします。

続きまして議案第10号に移ります。農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について説明させていただきます。

事件番号1です。位置図などの関係資料を77～80ページに掲載しておりますので適宜ご覧ください。借人は御厨町下登木免[]番地、[]氏、貸人は御厨町中野免[]番地、[]氏です。土地の所在地は、御厨町下登木免字焼山[]番、畑、462㎡、同地56番、畑、376㎡の2筆で、松浦市役所御厨支所から南南東の方向へおよそ900メートルの所に位置します。農地区分は、農用地区域外の農地であって、小規模で土地改良事業等が行われていない農地であることから第2種農地と区分しております。申請の内容は、5年間の賃貸借により駐車場用地として利用するものです。具体的には、転用者は工務店を経営されておられるところですが、事業用の駐車場として借りている現在の土地を返還しなければならないとなったとのことで、新たに駐車場を整備するものです。土地利用計画については80ページに配置図がございます。現状のまま利用されるということですが、表土を20cmほど剥いで碎石舗装

し、14台分の駐車場区画を整備するものです。排水は雨水のみで自然流下であります。また、周辺には現在耕作をしている農地はありません。最後に、通帳の写しにより資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われるものと見込まれます。

事務局

それでは、事件番号2番について、私より説明いたします。位置図を議案の81ページに、字図を82ページと83ページに添付しておりますので、併せてご覧ください。

譲渡人は、鷹島町中通免[]番地、[]氏、譲受人は鷹島町里免[]、[]氏でございます。申請地は、鷹島町神崎免字水尻[]、地目畑、218㎡となっております。農地区分は、農地が10ha未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業等が行われていないことから、第2種農地地区となります。転用の目的は、譲受人が譲渡人から申請地を購入し、住宅建築用地に転用するものです。土地利用計画図を84ページ、立面図を85ページに添付しておりますのでご覧ください。造成計画は、最高で0.4mの切土と最高0.75mの盛土を行います。排水計画は雨水は溜枡で集水を、申請地西側に隣接する県道鷹島線の道路側溝へ排水、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理後に同じ県道鷹島線の道路側溝へ排水を行います。なお、県道を管理する長崎県田平土木事務所への道路占用許可書の添付もされております。申請地の北、南、東側の境界にはそれぞれコンクリートブロックを施工し、雨水等が周辺へ流れ出ることがないように計画をされております。また申請地東側に隣接する農地においては、現在葉たばこを作付けしておられますが、現地確認の際、当事者、葉たばこ耕作者にも立会いをお願いして、今回の住宅建設に問題はないというご承諾を受けております。

資金計画につきましては、借入金でまかなうようになっておりますが、金融機関からの融資執行計画が添付されており、融資の実行がされるものと判断をしております。以上により今回の申請は問題がないものと判断をいたしました。ご審議お願いいたします。

議 長

只今事務局の説明が終わりました。現地確認に行かれた委員の意見を求めたいと思います。

農業委員

農業委員16番の松本です。18日に現地確認に行きました。排水が自然流下で問題ないと思いますし、駐車場用地の造成する所も盛土もしっかりとしてありました。

議 長

ありがとうございました。地元委員濱崎委員にもご意見をいただきましたのですが、本日欠席ですので、事務局から何か聞いていますか。

事務局

先週の現地調査の際には、最後の方で濱崎委員さんとは特別問題ないですよということで意見の確認はしているところです。計画も特別問題はないということでした。

議 長

はい、ほとんど問題ないということでございますけども、続きまして2番の方に移ります。2番の現地確認を行った委員さんの意見を求めます。

農業委員

農業委員15番田中です。同じく18日に現地確認を行いました。近隣の畑には雨水等問題なく全部県道側に流れるようになっておりますので、問題ない

と思われます。2階建の家が出来るそうなんですけど、東側の畑の農家の方も問題ないということなので、問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元の瀬川委員さんお願いします。

農業委員 はい。農業委員2番の瀬川でございます。今月の18日に農業委員さんと現地委員さんとで現場確認を行いました。事務局より説明がございましたが、結論により何ら問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、私の方から1点お尋ねしたいのですが、2番の方の面積でございますが、906㎡の一部218㎡ということで申請が出されておりますけど、これ分筆が必要かと思えますけど、その辺はどうなっているのですかね。

事務局 こちらは、分筆登記を前提とされていたのですが、今回の転用の申請までに分筆登記が間に合わなかったために申請上、906㎡のうち一部218㎡を転用する形になっております。その後確認をしましたところ、この218㎡で分筆登記が終わったということですので、この分については、この場で分筆登記が終わっているという報告をさせていただきます。

議 長 はい、ありがとうございます。終了しているということですね。それでは、皆さんの方からご質問等ございませんか。1番、2番どちらでも結構です。ございませんかね。

委 員 (はい)

議 長 それでは、1番2番ともに許可相当の意見を付して進達するものといたします。よろしくお願いいたします。

 それでは、次に移ります。議案第11号土地改良法第3条資格者証明についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第11号土地改良法第3条資格者証明について説明をさせていただきます。

 福島町にある3つのため池で県営防災減災事業が予定されておりますが、この事業に参加するためには、土地改良法第3条の資格が必要となっております。このため、本件は事業に参加される方が土地改良法第3条の資格者であるかどうかについて、農林課から照会がっておりますので、参加予定者がそれに該当するかどうかを回答するものです。この土地改良法第3条の資格要件は、「事業に係る区域内に農地を有し耕作している者」若しくは、「区域内の農地を借りて耕作している者」のどちらかに該当するかということです。これらについて、事務局において名簿に登載されている方々につきまして、資格者であるかどうか確認をしているところです。その結果、全ての方が所有者又は耕作者であることを確認しておりますので、本案件については、照会のあった参加予定者全てにおいて、土地改良法第3条資格者であると証明して差し支えないものと判断しております。以上、ご審議をお願いいたします。補足ですが、事

業における補助負担割合は、国が５５％、県が２９％、市が１４％、受益者が２％となっております。以上、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。今回３カ所のため池ということになっております。皆さんの方で、それぞれの担当地区で３条資格者かどうかということでご確認をいただきたいと思います。
 何か問題ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 問題ないようですね。事務局としましても３条資格者確認しておりますので、問題なければ証明をしたいと思います。よございませうかね。

委 員 (はい)

議 長 ありがとうございます。それでは、議案第１１号につきましては、問題ないということで証明をしたいと思います。
 それでは、議案第１２号農地の一括贈与に係る証明願いについてを議題いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第１２号農地の一括贈与に係る証明願いについて説明いたします。
 初めに納税猶予制度ですが、農業を営む者、贈与者が、全ての農地を推定相続人の一人である後継者に一括して贈与をした場合に、通常は課税される贈与税や不動産取得税が納税を猶予される制度です。贈与者の要件は、農地等を贈与した日まで、引き続き３年以上農業を営んでいる個人であることとなっております。後継者の要件は、一つ目に贈与者の推定相続人であること、二つ目に農地等を取得した日の年齢が１８歳以上であること、三つ目に農地等を取得した日まで引き続き３年以上農業に従事していたこと、最後に農地等を譲り受けた日以後速やかに、譲り受けた農地において農業経営を開始すること、以上４つとなっております。これらの要件を満たして納税猶予制度を活用した場合、猶予された贈与税や不動産取得税は、贈与者又は後継者のどちらかが死亡したときに納税が免除されます。しかし、途中で後継者が農業経営を廃止した場合や農地の売り渡し、貸付け、転用又は耕作の放棄があった場合には、猶予された贈与税の全部又は一部と、贈与時からの利子税を併せて納税することとなります。また、納税猶予の適用期間中は、３年ごとに納税猶予の継続届出書を税務署及び県北振興局税務部に提出する必要があるため、手続きを怠った場合も納税猶予が打ち切られ、納税しなければなりません。このため、継続の手続きを毎年２月に行っておりますが、その際に、後継者が引き続き農業経営を行っている旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。つきましては、本議案は１２ページの一覧表に記載のある受贈者から、納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが提出されておりますので、現在も引き続き農業を行っているか確認していただき、併せて証明書を交付してよいかご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。初めての委員さんもおられます。これは重要な問題で、どちらかが亡くなるまで納税猶予がずっと続いて、まあ３年ごとに更新をしていくという制度ですが、それで税を一応免除してもらうというような制度でございませうので、非常に重要です。途中で一部がないとなると、一番

最初まで遡って利子税まで含めて税を支払うようになりますので、例えば農業者年金辺りでしてると何十万円って遡って利子税も含めると相当かかるというふうなことで、非常に大事な制度ですので、一応皆さんの方からご確認をいただきたいと思います。

問題ございませんかね。

委 員 (はい)

議 長 はい。問題ないということで、証明していきたいと思っております。
続きまして13ページ、議案第13号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第13号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和4年2月25日としております。14ページに、賃貸借権再設定と新規分、使用貸借新規分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区分のご確認をお願いします。

議 長 はい。賃貸借が5件で使用貸借が3件ございますけども、皆さんのご確認をお願いいたします。
何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ご意見等ないようですので、8件について計画どおり決定することといたします。
次に議案19ページ、議案第14号農用地利用集積計画（案）についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第14号農用地利用配分計画(案)について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。20と21ページに配分計画と農業経営の状況等を添付しております。AtoBで公社が貸付ける分になります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい。計画のご確認をお願いいたします。
何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 はい。ないようですので、許可相当の意見を付して提出したいと思います。
続きまして、議案25ページ、議案第15号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、議案第15号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について説明いたします。スライドを見ながら説明します。申請人は長崎市桶屋町■■■■、■■■■氏で、農

地の所在は、番号1が鷹島町原免字中ノ前[REDACTED]、地目畑、841㎡、番号2は鷹島町原免字樋渡[REDACTED]、地目田、460㎡、番号3は鷹島町原免字中ノ前[REDACTED]、地目田、762㎡の3筆となっております。合計面積は2,063㎡でございます。この件で2月26日に地元委員さんとともに現地確認を行いました。番号1につきまして、40年以上前までは葉たばこを作っていたとのことですが、その後耕作をしておらず、現在はこの写真にありますように、山林化が進み周辺にも近づけないような状況でございました。下側が海となっていて、赤道もあるのですがそれも確認できないような状況でした。番号2と3は近接しておりますので、併せて説明します。この2筆につきましては、30年前までは作付けしていたとのことですが、その後は耕作をしていないとのことでありました。現在はこのように雑木が密集し、申請地に入る赤道も荒廃して木をかき分けて入るような状況でした。もちろん機械等の進入もできない状態でした。番号3についても同じような状況で、そこに入る道も確認できないような状況でした。以上3点について現地調査をしたのですが、立会いをお願いしました地元の北川委員さんが本日は欠席されております。北川委員におかれましても、今回の申請につきまは、非農地が妥当ではないかとことをご確認をいただいているところです。以上によりまして、復旧な困難であると認められますので、この申し出は可が妥当であると判断したところです。以上でございます。

議 長 はい。事件番号1、2、3について事務局から説明がありました。地元委員さんは欠席ですけども、意向としては問題ないのではないかとことでございます。皆さんから何かご質問ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ありませんね。申請としては30年、40年耕作はされていないということですので、何も問題ないと思いますが、よろございますか。

委 員 (はい)

議 長 問題ないということですので、事件番号1、2、3につきましては、非農地通知を交付したいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、議案29ページ、議案第16号農業経営基盤強化促進法第27号第1項に基づく農業委員会の指導に関する手続規定を廃止する告示(案)を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第16号農業経営基盤強化促進法第27条第1項に基づく農業委員会の指導に関する手続規定を廃止する告示(案)について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法で遊休農地対策に関する取扱規定が定められておりましたが、法律の改正によりまして、遊休農地の対策が農業経営基盤強化促進法の取扱いから農地法の取扱いになったことによる今回の規定の廃止となるものです。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい。事務局の説明が終わりました。皆さんのご意見を伺います。議案第16号につきましては、指導要領の廃止について、基盤強化法から農地法に移行するということでございますので、廃止ということをご理解いただきたいと思います。よろございますか。

委 員 (はい)

議 長 ありがとうございます。議案第16号については廃止するということでもよろしく願いいたします。

次に議案第17号農業経営基盤強化促進法第27条第1項に基づく農業委員会の指導要領を廃止する告示（案）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第17号農業経営基盤強化促進法第27条第1項に基づく農業委員会の指導要領を廃止する告示（案）について説明いたします。先ほど第16号で説明しました手続規定の中に指導要領を定めることとされておりまして、今回手続規定が廃止されたことに伴いまして、指導要領を廃止するというものでございます。ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 はい。事務局の説明が終わりました。議案第17号指導要領の廃止でございます。このことについて、皆さんのご意見等をお伺いいたします。ご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、議案第17号につきましては、指導要領の廃止ということとで了解をしていただきたいと思います。

次に、議案31ページの議案第18号松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱の一部を改正する告示（案）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第18号松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱の一部を改正する告示（案）について説明いたします。これは12月の定例会の際に協議事項の中で皆様にご説明しまして、すでにご了解いただいているものです。大きな改正点は、新規就農者等の利便を図るために10a当たりの所有要件を外したことが一つ、次に農地中間管理事業の推進を図るために、短期の貸し借りを無くしまして、5年以上からの単価と10年以上の単価の2本立てによりまして、助成金単価を改定しております。また、申請書や請求書の押印を見直しまして、自署をすれば押印を省略できるものとしております。なお、今年4月からの利用権設定分からの適用となります。以上ご審議よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見ご質問等を伺います。

推進委員 ちょっといいですか。（大久保委員）

議 長 はい、どうぞ。

推進委員 推進委員大久保です。お伺いします。この助成金については、もちろん賃借料が無料の方は助成金が無い訳ですけども、この賃借料の最低賃料といえますか、その辺私が分からないものですから、いくらでもあれば助成金が出るということでしょうか。よろしくお願いします。

事務局 はい。この助成金に関しては賃借料がいくらでないといけませんよという決まりはございません。なので、双方で借り手貸し手の方で賃借料は設定していただくと思いますので、その辺はおまかせといいますか。

推進委員 １００円でもいいのですか。（大久保委員）

事務局 極端な話、そういう形になりまけど、それはまあ無いと思いますけど。一応そういうことで、金額の上限下限というのは特にございません。

推進委員 分かりました。（大久保委員）

議 長 ようございますかね。この助成金はもともと借り手でなくて、荒廃農地をなくするという目的でできておりますので、その辺の金額の有無といいますかね、その辺があれば出すということで、その辺までは当初考えてなかったもので、極端に言えばそういうことになります。使用貸借には出しませんが、物納であっても金額が出れば出すと。

推進委員 今回金額がぐっと上がっているでしょう。だからですね。問題なければいいんですけども。（大久保委員）

議 長 今回の場合は新規に金額を増やしています。ある程度出てくるときにそういう風なことがですね。

事務局 １月の総会の時に、賃借料関係の基準を皆様の方にお示ししたと思いますが、あれを参考にしながら賃借料の設定をしていただければと思います。

議 長 他にございませんか。事務局の説明がありましたように、１０a未満の方でも出せるということが一つと、２点目が金額改正、３点目が印鑑を無くするという３つが大きな点です。問題がなければ承認をしたいと思いますが、ようございますか。

委 員 （はい）

議 長 ありがとうございました。議案第１８号については新しい交付要綱で告示をしていきたいと思います。

議案は３９ページです。議案第１９号松浦市農業委員会の委員選任に関する規則の一部を改正する規則（案）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第１９号松浦市農業委員会の委員選任に関する規則の一部を改正する規則（案）について説明いたします。これは農業委員の推薦応募時での押印を見直しまして、本人の自署であれば押印を省略することができるとしたも

のでございます。これは昨年度農業委員を決める際の届出の関係書類になります。押印の見直しということでご審議よろしくをお願いいたします。

議 長

はい、説明が終わりました。皆さんのご意見を伺います。

実質サインだけで押印を無くそうというものです。国自体もそういう方向で進んでおりますので。問題なければ印鑑無しですまそうということでございますので、よろしくお願いいたします。

委 員

(なし)

議 長

では、議案第19号は改正規則案のとおりといたします。

次に議案は48ページ、議案第20号松浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則（案）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第20号松浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則（案）について説明いたします。こちらも先ほどの農業委員選任と同じく推進委員の推薦応募届出の押印の見直し、本人の自署であれば押印を省略できるものとしたものです。以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長

はい。事務局の説明が終わりました。皆さんからご意見はございませんかね。一応これも印鑑の省略ということですね。ご質問がなければ、こちらも同じように規則を変えたいと思います。

次に議案58ページ、議案第21号松浦市農家後継者結婚仲介センター実施要綱の一部を改正する告示（案）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第21号松浦市農家後継者結婚仲介センター実施要綱の一部を改正する告示（案）について説明いたします。これは相談員である委員の皆様から結婚成立報告書を提出していただく際の押印を見直し、完全に押印を削除するものでございます。これは委員さんからの事務局への報告書でございまして、委員会内部での書類になることから押印を削除するものでございます。以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長

はい。事務局の説明が終わりました。皆さんのご意見をお伺いします。何かございませんかね。

委 員

(なし)

議 長

はい、ご意見ないということで、これにつきましても改正することで告示してまいりたいと思います。

続きまして、議案 6 7 ページに入ります。議案第 2 2 号松浦市農地移動適正化あっせん事業実施要綱の一部を改正する告示（案）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 2 2 号松浦市農地移動適正化あっせん事業実施要綱の一部を改正する告示（案）について説明いたします。これは、あっせんに係る申出書、あっせん調書、あっせん顛末書への押印を見直し、本人の自署であれば押印を省略できるものとしたものです。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい。事務局の説明が終わりました。皆様のご意見をお伺いします。ご質問等ございませんか。

委 員 （なし）

議 長 はい。ないということですので、第 2 2 号につきましても承認していきたいと思います。一応ページ数はたくさんございましたけども、2 2 号まで全て押印省略の議題でございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の予定している議事事項につきましては終了いたします。全体的にご質問等ございませんか。

委 員 （なし）

議 長 なければ、日程 6 の協議事項に入ります。事務局からあればお願いします。

事務局 ・「農業者年金基金ホームページ掲載の制度一部改正の広告について」

議 長 以上で予定をしておりました事務局からの協議事項について終了します。これもちまして、2 月の農業委員会定例総会を終了します。次回の農業委員会総会は、3 月 2 5 日（1 3 時 3 0 分～ 場所 市民ホール）といたします。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

1 5 時 1 0 分